柱❷ 市民活動の促進 ～第３期市民活動促進計画～

第3期となる「豊田市市民活動促進計画」では、第１期及び第２期計画によって推進してきた施策に加えて、市民活動のすそ野を広げるとともに、それぞれの活動団体が自立・連携し、本市の市民活動がさらに発展することを目的に策定しました。

市民活動の3つのステップ

ステップ①「知る・参加する」
市民活動を知る
市民活動に参加する
市民活動を理解する

ステップ②「始める」
活動団体に加入する
自分で活動を始める

ステップ③「深める」
市民活動を継続・発展させる
市民活動の質を高める
他の主体とつながり、連携する

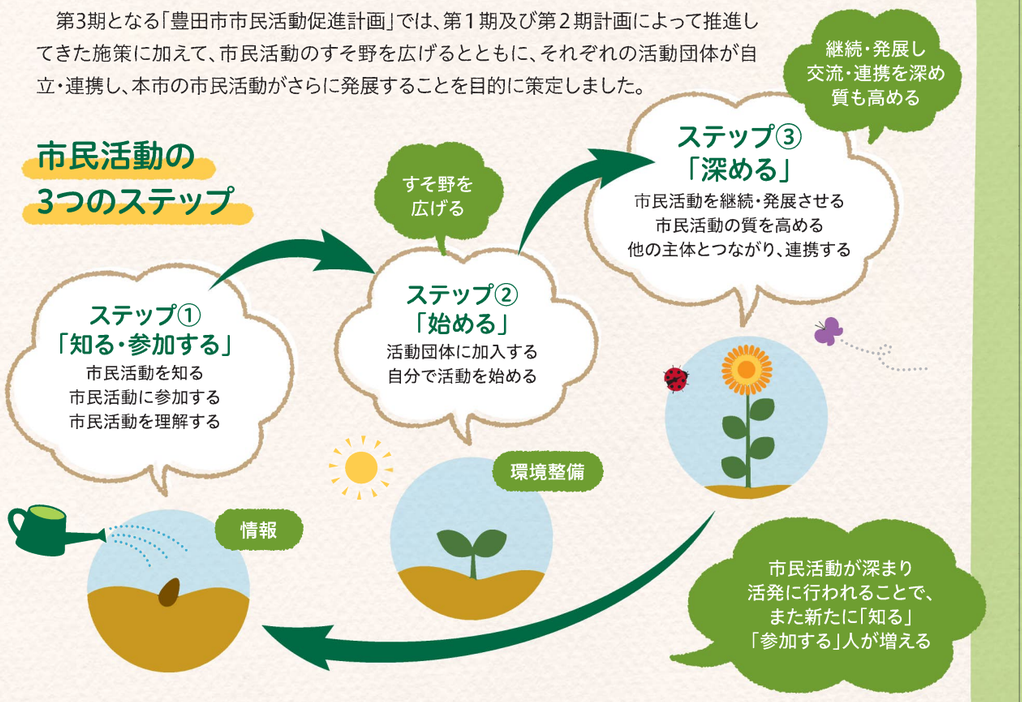

①市民活動のきっかけをつくります

基本施策1-1　誰もが市民活動情報にふれることができる情報の発信
取組　1.市民活動情報の収集・整理　2.効果的な市民活動情報の発信
基本施策 1-2　誰もが市民活動に参加できる機会の提供
取組　1.市民活動を体験できる機会の提供　2.社会課題に気づく場の提供

②市民活動に踏み出す市民を支援します

基本施策2-1　市民活動を始めやすい環境の整備
取組　1.活動を始めるための支援事業の充実　2.利用しやすい活動場所の提供

③市民活動の活発化に向けた環境をつくります

基本施策3-1　組織力強化を支援する仕組みの整備
取組　1.人材や運営に関する支援策の充実　2.資金確保に関する支援策の拡充
基本施策3-2　効果的な課題解決に向けた多様な主体の共働の仕組みづくり
取組　1.多様な主体の交流の場づくり　2.多様な主体の連携を促進するためのコーディネート機能の充実

【発行】豊田市　〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

【共働全般に関すること】市民活躍支援課（市役所 南庁舎2階）
☎0565-34-6660 ／ ✉katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp

【都市内分権に関すること】地域支援課（市役所 南庁舎4階）
☎0565-34-6629 ／ ✉chiikishien@city.toyota.aichi.jp

【市民活動の促進に関すること】とよた市民活動センター
豊田市若宮町1-57-1 A館T-FACE 9階
☎0565-36-1730
✉tec@city.toyota.aichi.jp
ホームページ http://toyota-shiminkatsudo.net/

市民と行政でつくる わたしたちの地域（まち）

～豊田市の共働によるまちづくり～

豊田市の“共働”とは？

豊田市の「共働」は、市民と行政が協力して働く（通常はこれを「協働」と表現）ことのほか、市民と行政が、共通する目的に対して、それぞれの判断に基づいて、それぞれ活動することも含んで、“共に働き、共に行動する”ことでよりよいまちを目指すことを意味しています。

市民とは？
市内在住・在勤・在学の個人だけでなく、市内で事業や活動をする個人や企業も含みます

市民活動とは？
営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動をいいます

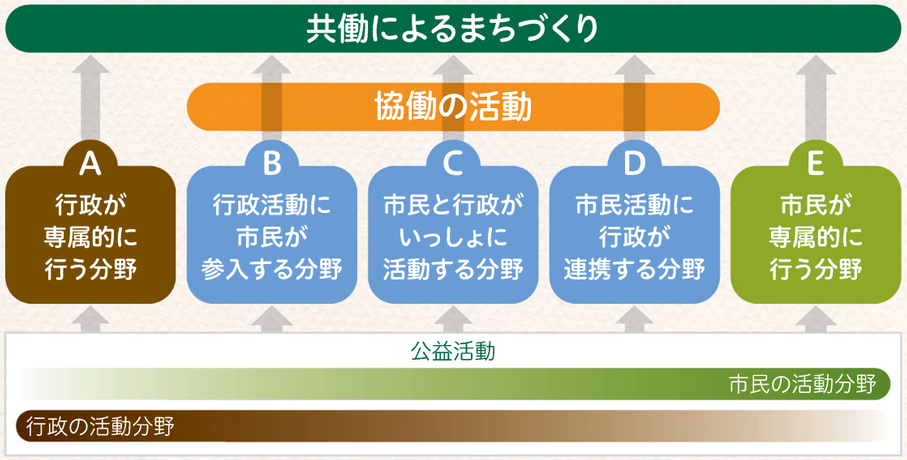

“共働”を進める必要性。「多様な主体が楽しむまちづくり」へ

多様化する社会課題により市民ニーズが増大し、新たな公共の担い手である市民活動への期待が集まっています。ＮＰＯ団体のほか、地域組織や企業、大学等も、公益的活動への関心が高まっており、市民活動のより活発な展開につなげるため、多様な主体に対するアプローチや支援を行う必要があります。超高齢社会を迎え、「行政がリードするまちづくり」から、「多様な主体が楽しむまちづくり」へ、発想の転換が求められます。

市民の誰もがまちづくりに参画し、楽しみながら活躍できる環境づくりを行い、「共働によるまちづくり」を推進することで、自立した地域社会を築き、安心して豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

共働の基本理念

子どもから高齢者までの
だれもがまちづくりの担い手となって、
共働によるまちづくりを推進し、
自立した地域社会の実現を目指します。

『豊田市まちづくり基本条例』

豊田市の共働によるまちづくり推進施策

豊田市では、大きく２つの柱で共働によるまちづくりを推進しています。

安心して豊かに暮らせる地域社会

自立した地域社会

柱❶ 都市内分権の推進

「地域自治区条例」

目指す姿

市長の権限をより住民に近いところに移し（＝都市内分権）、地域のことは、地域で決められる地域社会を目指します。

具体的な取組・仕組み

地域自治システム（３ページ参照）
- ・地域会議
- ・わくわく事業
- ・地域予算提案事業

推進体制

- ・地域自治区
- ・支所
- ・地域支援課

柱❷ 市民活動の促進

「市民活動促進条例」

目指す姿

多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら、交流・連携を通じて活動の質を高め、住みよい地域社会を支えている姿を目指します。

具体的な取組・仕組み

市民活動促進計画（４ページ参照）
- ・市民活動のきっかけづくり
- ・市民活動に踏み出す支援
- ・市民活動の活性化に向けた環境づくり

推進体制

- ・市民活動促進委員会
- ・とよた市民活動センター
- ・市民活躍支援課

柱❶ 都市内分権の推進 ～地域自治システム～

平成17年度の合併で、豊田市は、非常に大きな市となりました。様々な特徴を持った地域が豊田市の中に混在し、地域で抱える課題も多種多様となりました。そこで、“地域のことは、地域で決める”をキーワードに、「地域自治システム」の下で、共働のまちづくりを推進します。

地域自治システムの３要素

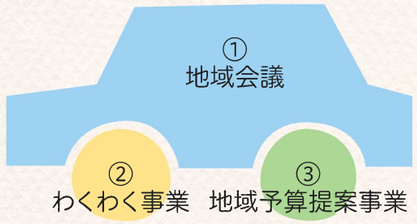

地域自治システムとは？

地域の意見を市政に反映するとともに、地域の課題を自ら考え解決するための一連の仕組み（①～③）のことです。

①地域会議

中学校単位で市28地区に設置し、地域の多様な意見の集約を行っています。地域会議委員には、その地域にお住まいの方が就任しています。

また、市役所は、事務局として会議をサポートしています。

会議のようす

里山整備事業（浄水地域）

②わくわく事業

「地域の皆さん」が、「自ら地域の課題解決」に取り組む“事業”に対して、補助金をお出しする仕組みです。補助ができるかどうかは、同じ地域の住民である「地域会議」が行う公開審査を踏まえて決定されます。

【１】地域あたり、年間500万円まで
交付することができます。

③地域予算提案事業

「地域課題への対応策」を「市の施策に反映する」仕組みです。地域会議で事業を立案し、市役所へ提案します。市は、事業計画を踏まえて、市の予算に反映します。事業は、地域と市役所との共働の取り組みで実施されます。

【１】地域あたり、年間2000万円まで
事業提案することができます。

観光交流事業（小原地域）